

都道府県知事・政令市市長 殿

環境省水・大気環境局長

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

平成22年10月15日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」により、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質及び優先取組物質が見直されたことを受け、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」（以下「処理基準」という。）の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

各都道府県及び政令市におかれては、改正後の処理基準に基づき、大気汚染の常時監視の実施に万全を期されたい。

記

（有害大気汚染物質に係る常時監視）1.（測定対象）中「塩化ビニルモノマー」「塩化メチル」の次に「クロム及び三価クロム化合物」を、「トリクロロエチレン」の次に「トルエン」を加え、「マンガン及びその化合物」を「マンガン及びその化合物」に改め、「以上に掲げる物質のうち」の次に「クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物」を加え、「マンガン及びその化合物並びに六価クロム（当面、クロム及びその化合物を測定）」を「並びにマンガン及びその化合物」に、「ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物並びに水銀及びその化合物」を「水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物」に、「六価クロムについては」を「クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については」に改める。

2.（測定地点の数及び選定）（沿道）イ（測定項目）中「アセトアルデヒド」の次に「トルエン」を加える。

5.（測定方法）中「平成21年8月10日」を「平成23年4月1日」に改める。

別添優先取組物質を次のように改める。

別添 優先取組物質

- 1．アクリロニトリル
- 2．アセトアルデヒド
- 3．塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン又は塩化ビニル）
- 4．塩化メチル（別名：クロロメタン）
- 5．クロム及び三価クロム化合物
- 6．六価クロム化合物
- 7．クロロホルム
- 8．酸化エチレン（別名：エチレンオキシド）
- 9．1，2 - ジクロロエタン
- 10．ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）
- 11．水銀及びその化合物
- 12．ダイオキシン類
- 13．テトラクロロエチレン
- 14．トリクロロエチレン
- 15．トルエン
- 16．ニッケル化合物
- 17．ヒ素及びその化合物
- 18．1，3 - ブタジエン
- 19．ベリリウム及びその化合物
- 20．ベンゼン
- 21．ベンゾ[a]ピレン
- 22．ホルムアルデヒド
- 23．マンガン及びその化合物

附則（平成23年7月1日）

- 1．平成22年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。
- 2．本通知は、平成24年4月1日から適用する。